



# 埼玉県報

第 2968 号  
平成 30 年(2018 年)  
1 月 16 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 平成 29 年 10 月から 12 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 川口市戸塚環境センター施設整備事業環境影響評価調査計画書の縦覧（環境政策課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道鴻巣川島線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 選挙管理委員会の召集（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第三十四号

平成二十九年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成三十年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、川口市から川口市の区域内において行われる川口市戸塚環境センター施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 関係地域が所在する市町村

川口市、さいたま市、草加市、越谷市

#### 二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

##### イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県越谷環境管理事務所

川口市環境施設課

川口市戸塚環境センター

さいたま市環境対策課

さいたま市美園公民館

草加市廃棄物資源課

草加市新田西文化センター

越谷市環境政策課

越谷市出羽地区センター

越谷市荻島地区センター

越谷市蒲生地区センター

越谷市南越谷地区センター

##### ロ 期間

平成三十年一月十六日（火）から平成三十年二月十六日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第三十六号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三十七号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三十八号

坂戸市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師

功

<p>路 線 名</p>	<p>県道鴻巣川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字一本木字火ノ 爪四一八番一地先から 同郡同町大字一本木字下裏通四 一七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年一月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月二十八日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第四号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長二七・一三 メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年一月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成二十九年八月八日

指令川建セ第二九〇〇一三〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十年一月十一日

川建セ第二九〇〇四一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字向川原四百二十四番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字如意四百二十四番地一

成野 友太

# 告 示

## 埼玉県選挙管告示第三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年一月十八日 午後二時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について